

静岡の茶草場農法 静岡県掛川周辺地域

世界農業遺産保全計画（第3期）



計画期間：令和5年4月～令和10年3月

（2023年4月～2028年3月）

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

令和5年3月

農林水産業システムの概要

1 世界農業遺産名

静岡の茶草場農法

Traditional tea-grass integrated system in Shizuoka. (*Chagusaba*)

2 推進団体

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（事務局：静岡県）

3 位置

日本の太平洋側、日本の最高峰富士山を擁する静岡県の南アルプスの南に広がる山地、丘陵地（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町からなる4市1町）。



4 交通アクセス

鉄道では東京から新幹線で約1時間45分。車では東京から高速道路で約3時間。また、サイトのほぼ中央に位置する富士山静岡空港へも国内外からアクセスが可能である。

5 認定地域の面積

認定茶園面積 約1,048ha 及び認定茶草場面積 約381ha

6 気候と地形の特徴

温帯湿潤気候、日本南アルプス南麓、丘陵性畑地帯

7 農業遺産システムの要約

茶草場農法とは、茶園に隣接する茶草場（草刈り場、写真1-1）から刈り取ったススキやササ等を茶園に投入し、高品質な茶を生産する伝統的な農法である。秋から冬に草を刈り取り（写真1-2）、乾燥させてから茶園に投入する（写真1-3、1-4）ことで茶園土壌の保湿や保温の効果があるほか、土壌微生物の繁殖による土質の改善や土壌流亡の防止、雑草の繁茂の抑制等の効果があり、茶の品質が向上すると言われている。

また、茶草場にはツリガネニンジンやキキョウ、カワラナデシコ等の草地性植物やカケガワフキバッタ、ニホンアカガエル、サシバ等の動物が確認されており（写真2）、牧畜や火入れ作業を行わず、人手による年1回の草刈り作業によって茶草場の生物多様性が維持されている。

茶草場農法は、こうした農業（茶業）と茶草場の生物多様性の両立が高く評価され、平成25年

5月に国際連合食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）から世界農業遺産（GIAHS：Globally Important Agricultural Heritage Systems）に認定された。



写真 1-1 茶園と茶草場の風景



写真 1-2 茶草場の草を刈り取る作業



写真 1-3 秋から冬に刈り取った草を乾燥



写真 1-4 乾燥した草を茶園に入れる作業



ツリガネニンジン



キキョウ（絶滅危惧種）



カワラナデシコ（希少種）



ホトトギス



カゲガワフキバッタ
（絶滅危惧種）



ニホンアカガエル
（絶滅危惧種）



サシバ（絶滅危惧種）

写真 2 茶草場で確認されている貴重な動植物

目 次

第 1	はじめに	4
第 2	課題への対応策	6
1	食料及び生計の保障	6
2	農業生物多様性	13
3	地域の伝統的な知識システム	15
4	文化、価値及び社会組織	18
5	ランドスケープ及びシースケープの特徴	21
第 3	モニタリング方法	23
第 4	考察	23



写真3 絶滅危惧種の「フジタイゲキ」

第1 はじめに

静岡県の掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町では、中山間地域を中心に茶草場農法という伝統的な農法が行われており、全国屈指の茶産地として高品質な茶が生産されている。同地域の周辺には茶草場というススキやササ等が自生する草地が点在しており、秋から冬に掛けて草を刈り取り、乾燥させて茶園に投入する作業が毎年行われている。茶草場農法の取組によって茶園土壌の物理性が健全に保たれ、生産される茶の品質も高いと言われており、全国茶品評会で農林水産大臣賞を受賞している生産者も多数いる。また、管理された茶草場には、これまでに500種類以上の動植物が確認されており、茶草場農法によって生物多様性が保全されている。

一方、国内における茶業情勢は大きく変化しており、時代とともに生活様式や嗜好が多様化し、手軽に飲めるドリンク飲料の需要が拡大する一方で、急須で淹れて飲むリーフ茶の需要が減少している（図1）。こうした茶業情勢によって荒茶価格が低迷し、それに伴い茶園面積の減少や生産量の減少、茶産出額の低下の傾向がみられており、さらに担い手の高齢化も進んでいる。茶草場農法を実践している生産者も同じ状況にあり、実践者の離農や共同茶工場の解散等、収益性の低下が茶草場農法の維持・継承への課題となっている。（図2、3）。

このため、4市1町と県で構成する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（以後、「協議会」という。）では、第1期から2期の保全計画の取組実績と課題を検証するとともに、令和3年度に実施した世界農業遺産等専門家会議の助言等を踏まえて、第3期保全計画を策定し、「静岡の茶草場農法」の維持・継承に向けて取り組んでいく。



図1 家庭における緑茶の購入額の推移
（総務省家計調査年報）



図2 静岡県の荒茶価格、茶園面積の推移
（J A 静岡経済連、農林水産省農林水産統計）

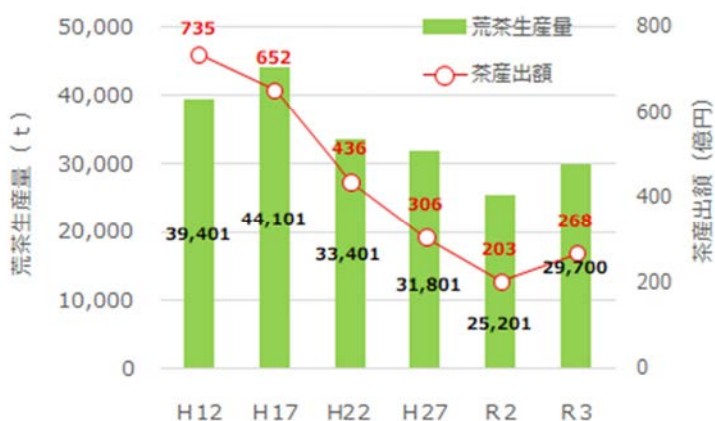
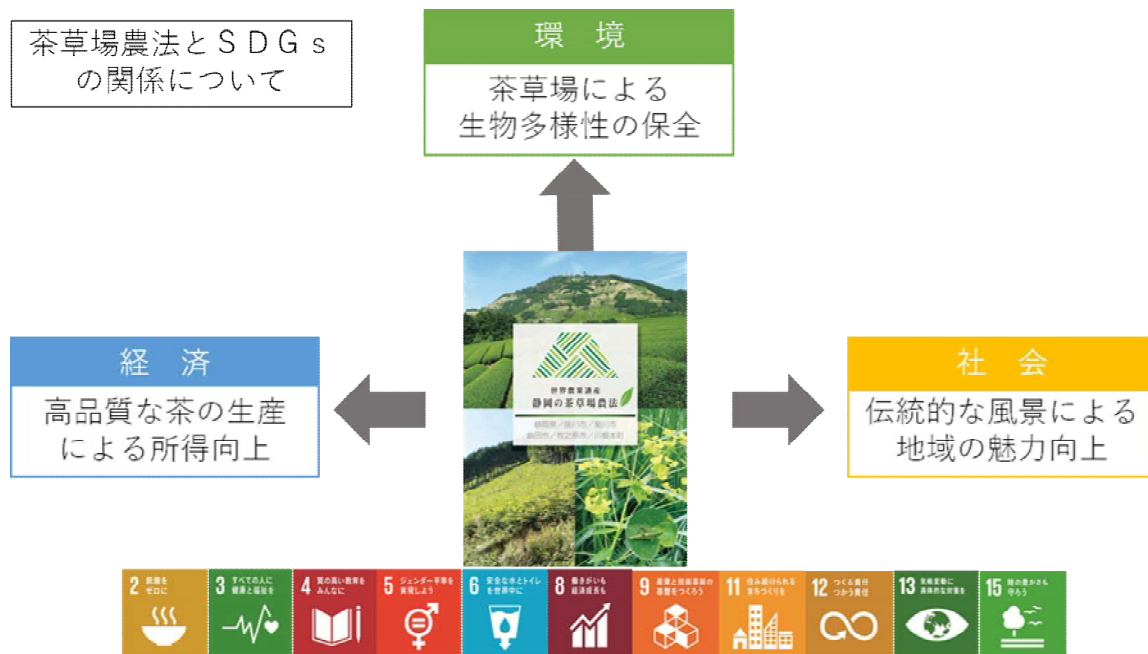


図3 静岡県の荒茶生産量、茶産出額の推移
（農林水産省農林水産統計）

さらに第3期保全計画では、「静岡の茶草場農法」の維持・継承を図るため、SDGsや環境保全、観光や地域活性化等茶業以外の関係者との連携をこれまで以上に強化し、地域の誇りとして世界農業遺産の価値を高め、実践者が茶草場農法で生産した茶（以後、「茶草場農法認定茶」という。）の付加価値の向上、実践者の所得向上に向けた取組を進めていく。



第2 課題への対応策

1 食料及び生計の保障

A 脅威及び課題の分析

(1) 生産性の向上

- ・協議会では、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者認定制度実施要綱を定め、茶草場農法に取り組む実践者を認定（以後、「実践者」という。）し、3年毎に更新している。
- ・認定審査及び更新審査は、協議会及び専門家で構成する茶草場農法実践者認定委員会で行っており、実践者が管理する茶園や茶草場の面積、茶草の投入状況等を確認し、茶園面積に対する茶草場面積の比率によって3段階で区分して認定している（図4）。
- ・実践者数は、世界農業遺産認定を機に平成25年度の515戸から一時増加したものの、茶業情勢の悪化もあって、平成28年度には減少に転じ、令和3年度は407戸に低下しており（図5）、茶園面積や茶草場面積のほか、認定地域における茶の新規就農者数も減少している（図6、7）。
- ・一方、実践者が管理する1戸当たりの茶園及び茶草場の面積は、平成25年度の2.0ha及び0.8haから、令和3年度は2.5ha及び0.9haに拡大しており（図5、6）、担い手に茶園や茶草場が集積し、一戸当たりの経営規模は拡大している。

茶草場管理面積/茶園経営面積の割合	
認定区分	認定表示
5%未満	なし
5～25%未満	
25～50%未満	
50%以上	

図4 茶草場農法の認定基準

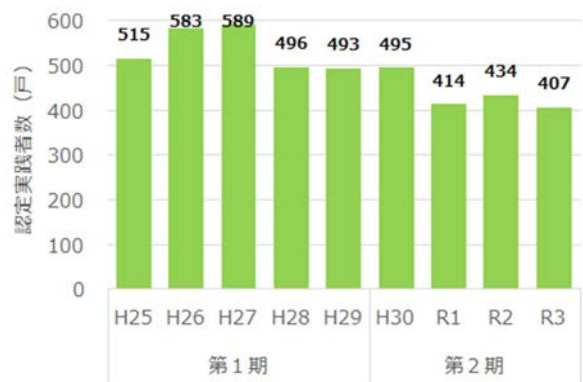


図5 実践者数の推移

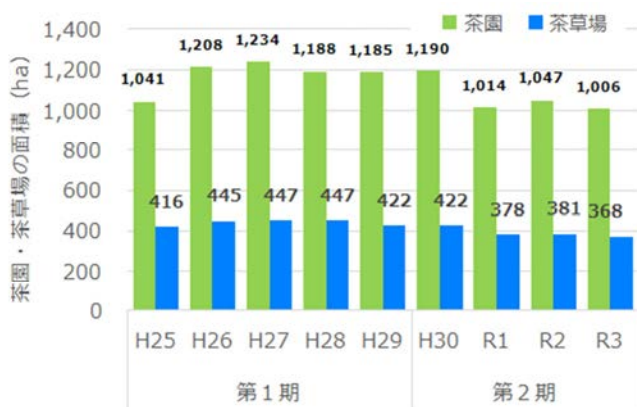


図6 実践者が管理する茶園面積及び茶草場面積の推移

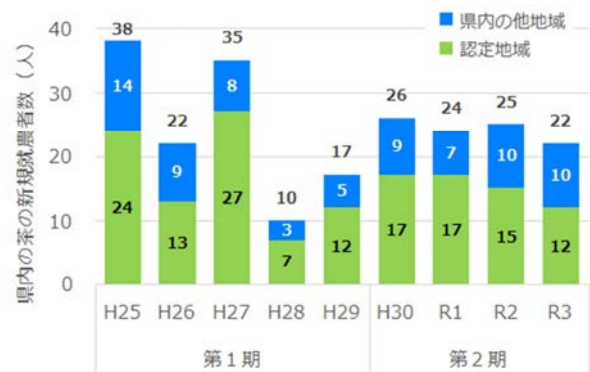


図7 静岡県及び認定地域における茶の新規就農者数の推移

- ・また、県や市町では、乗用型茶園管理機による省力化を図るため、茶園の基盤整備や作業道の整備、畝方向の転換等、簡易な茶園の改良を含めた茶園の整備を推進しており、令和3年度までに101haの茶園を整備した（表1）。

- ・さらに協議会では、茶草場の維持管理に係る実践者の経済的な負担を軽減するため、令和元年度から令和3年度までの3年間の時限措置の事業として、シールの販売収益を活用して草刈り機等の購入費や草刈り作業に係る雇用人件費等について補助を行った（表2）。
- ・今後も実践者の経営が持続できるように生産性の向上を図っていくことが課題である。

表1 認定地域における茶園の整備状況

年度	H30	R 1	R 2	R 3
茶園の整備面積 (ha)	80	84	94	101

表2 茶草場の維持管理に要する作業補助の実績

年度	R 1	R 2	R 3
件数	15 件	29 件	28 件

(2) 品質等への効果の検証

- ・平成25年度に静岡県農林技術研究所茶業研究センターが実践者の生産現場の茶園土壌における物理性や化学性について調査を行った結果、茶草を投入している茶園土壌は、仮比重や固相率が低く、液相や透水係数が高い等の土壌物理性が良く（表3）、無機態窒素量や全炭素比率が高い等の化学性も良いことが確認されている（表4）。
- ・一方、茶の品質については、味や香りが良く、品質の高い茶が生産できるとされており、令和4年度の全国茶品評会では、深蒸し煎茶の部で出品した茶草場農法認定茶のうち、63%が入賞しており、茶草場農法以外のそれよりも高くなっている（表5）。
- ・これを実証するため、静岡県農林技術研究所茶業研究センターの協力を得て茶草場農法が茶の品質に及ぼす影響について調査することが必要である。

表3 茶園土壌の物理性の比較

項目	仮比重	固相 (%)	液相 (%)	気相 (%)	透水係数 (cm/sec)
茶草なし	0.74	31.2	47.0	21.9	0.01
茶草あり	0.37**	16.5**	68.5**	15.0	0.032

注) **は1%で有意差あり、平成26年1月静岡県農林技術研究所茶業研究センター概要書

表4 茶園土壌の化学性の比較

項目	pH	無機態 N (mg/100g)	可給態 P (mg/100g)	交換性 K ₂ O (mg/100g)	Total C (%)
茶草なし	3.18	8.0	30.8	76	3.7
茶草あり	3.08	21.3*	48.4	85	10.6**

注) *は5%、**は1%で有意差あり、平成26年1月静岡県農林技術研究所茶業研究センター概要書

表5 茶草場農法認定茶の全国茶品評会入賞率

年度	茶種	全出品点数			県内から出品した茶の入賞点数				
		うち 茶草場 (A)	うち県内 茶草場 以外 (B)	うち茶草場		うち茶草場 以外			
				入賞数 (C)	入賞率 (D)	入賞数 (E)	入賞率 (F)		
H30	深蒸し煎茶	125	25	75	38	15	60%	23	31%
H31	深蒸し煎茶	134	22	74	39	12	55%	27	36%
R 2	深蒸し煎茶	129	20	58	39	12	60%	25	43%
R 3	深蒸し煎茶	99	17	57	30	11	65%	19	33%
R 4	深蒸し煎茶	97	19	59	30	12	63%	18	31%
平均		116.8	20.6	64.6	35.2	12.4	60%	22.4	30%

※D=C/A×100, F=E/B×100

(3) 販売面の強化

- ・協議会では、平成25年度に「世界農業遺産「静岡の茶草場農法」認定者の茶に関する表示基準」を定め、経営茶園面積に対する茶草場の管理面積に応じて3ランクを設け、実践者が生産した茶であることを表示して販売できるように取り組んでいる。
- ・具体的には、茶草場農法認定茶は「生物多様性保全貢献度表示シール」（以後、「シール」という。）を貼付して販売できるようにしており、販売事業者は協議会から1枚3円でシールを購入する仕組みになっている（図8）。
- ・シールの販売枚数は平成25年度の28万枚から令和元年度は86万枚に増加しており、令和2年度から3年度はコロナ禍の影響でやや減少したものの茶草場農法認定茶の販売促進に寄与している（図9）。
- ・シールを購入する販売事業者数は令和3年度に152事業者となっており、静岡県内をはじめ、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、大阪府、茨城県、栃木県、広島県に拡大している。
- ・茶草場農法の茶を販売する事業者からは、シールの貼付により「茶草場農法についての説明や販売がしやすくなった。」という声が聞かれている。
- ・一方、実践者が販売事業者に売る荒茶の価格の上昇までには至っていないケースが多く、実践者の経営改善につながるように、販売事業者と連携した茶草場農法認定茶の付加価値向上を図っていくことが課題である。



図8 生物多様性貢献度シール

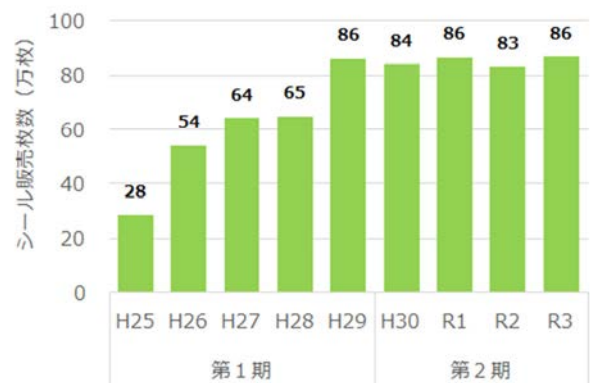


図9 生物多様性貢献度シールの販売枚数の推移

- ・また、協議会では平成 29 年度に「世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク使用基準」を定め（以後、「応援ロゴマーク」という。）、茶草場農法に関する商品や製作物、各種媒体への幅広い利用を促進している（図 10、写真 4）。
- ・応援ロゴマークを使用している事業者（茶の流通販売業者、食品事業者等）は 31 企業に拡大しており、延べ 63 万点に応援ロゴマークが貼付されている（表 6）。
- ・今後も茶草場農法が消費者に理解されるように販売企業等への応援ロゴマークの利用を促進していく必要がある。



図 10 応援ロゴマーク



写真 4 応援ロゴマークを貼付した商品

表 6 応援ロゴマークの使用企業数及び使用点数

年度	H30	R 1	R 2	R 3
使用企業数（累計）	14 社	19 社	23 社	31 社
使用点数（累計）	38 万点	39 万点	43 万点	63 万点

B 脅威及び課題への対応策

（１）生産性の向上

（ア）実践者が管理する茶草場の現状把握と担い手への継承

- ・茶草場農法を維持・継承していくためには経営を安定させるとともに、担い手を確保する必要がある。
- ・会議やイベント等様々な機会を捉え、多くの人に茶草場農法の取組を紹介し、「静岡の茶草場農法」の認知度向上を図るとともに、茶草場農法認定茶の販売を支援する。
- ・また、３年に１度、静岡県知事が優れた取組を顕彰することにより実践者を讃え、取組を支援していく。
- ・これらの支援により、令和 9 年度の茶草場面積の目標を 381ha とし、実践者が管理する茶草場面積を維持していく。

指標	取組団体	現状（R 3）	目標（R 9）
茶草場面積（各年度）	◎実践者 ・ 県 ・ 市町	381ha	381ha

(イ) 農作業の効率化

- ・現在、茶業情勢が厳しく、規模を縮小する生産者や離農者が増加する等、茶業や茶草場を管理する担い手が減少している。
- ・茶園管理の時間を短縮し、少数の担い手でもより多くの茶園を管理可能にするため、令和9年度の農地整備実施面積の目標を125haとし、農地基盤整備事業を活用した園地改良、茶園の集約を行い、茶草場農法を行う茶園面積、茶草場面積の維持を図る。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
認定地域内の 農地整備実施面積（累計）	◎実践者 ・県 ・市町	100.9ha	125ha

(ウ) 茶草場管理の労力軽減

- ・傾斜地での茶草の刈り取り作業は労働強度が強く手間がかかる割に、茶販売での差別化が図られていない現状では、農法の実践にメリットを感じない担い手がいることは否めない。
- ・担い手の確保や茶草場管理の省力化に向けて、既存のロボット草刈り機や堆肥散布機の導入に向けた現地実証を認定市町の1箇所で行い、生物多様性への影響を考慮しながら実践者の負担軽減を図っていく。
- ・実証にあたっては、協議会の予算を活用し、開発が進むスマート農業機械を茶草場管理に応用する等して、現地実証を行う。
- ・ボランティアに加え、JAの人材バンクを活用し、茶草場管理の労力を確保し、実践者の労力軽減を図っていく。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
茶草場管理の機械化実証を行う認定地区数（5年間）	◎県 ・市町 ・実践者	未実施	1箇所

(2) 品質への効果の検証

(ア) 茶草場農法の科学的優位性の実証

- ・静岡県農林技術研究所茶業研究センターにおいて、試験区を設置して茶草の施用効果を調査している。引き続き、土壌の物理性、化学性について明らかにしていく。
- ・さらに、茶草の施用が茶樹の生育や品質に及ぼす影響を調査し、茶草場農法の優位性を明らかにしていく。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
茶草場農法の科学的優位性の実証 実験の継続	・県	調査継続中	結果のとりまとめと共有

(イ) 茶草場農法認定茶の品質の検証

- ・令和4年度の全国茶品評会では、深蒸し煎茶の部で出品した茶草場農法認定茶のうち、63%が入賞していることから、外観、内質ともに高い評価を得ていることが分かった。
- ・環境面に貢献する茶草場農法認定茶が品質面でも優れていることを定量的に検証するため、日本茶インストラクター等の専門家と一般消費者による官能審査を行う。また首都圏や認定地域内の子供等対象者を変えて調査を継続する。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
官能審査	◎県 ・市町 ・実践者	未実施	審査の実施及び 結果の共有

(3) 販売面の強化

(ア) シール貼付商品の付加価値向上

- ・世界農業遺産に認められた茶草場農法の価値を広く訴求し、消費者に信頼されるブランドとして確立するとともに、シールを商品に貼付して差別化を図っていく。
- ・生産者及び茶商の経済的負担を軽減し、シールを利用しやすくするため、令和4年度から販売価格や商品パッケージへの刷り込み承認価格を引き下げた。
- ・今後も生物多様性を守る伝統ある茶草場農法をPRし、付加価値の高いブランドとして確立するため、シール貼付商品を拡大していく。
- ・他県の茶業団体等に認定制度やシールを周知し、販売登録業者を全国に拡大していく。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
生物多様性貢献度表示シールの販売枚数（累計）	◎協議会 ・実践者	864,762 枚	1,025,000 枚
シール登録販売業者数（累計）	・協議会	151 事業者	180 事業者

(イ) 関連する新商品の開発

- ・茶草場農法認定茶を使った新商品の開発や新しい販路の開拓を支援する。
- ・商品の開発にあたっては、静岡県のChaOI（Cha Open Innovation）プロジェクト推進事業費補助金等を活用し、推進していく。

指標	取組団体	現状（R3）	目標（R9）
関連商品の開発数（累計）	◎実践者 ・県 ・市町	31 個	48 個

(ウ) 応援ロゴマークを活用した企業へのPR

- ・一般消費者が応援ロゴマークを目にする機会が増えれば、茶草場農法に対する認知度の向上にもつながることから、利用する企業の拡大を図る。
- ・また、現在、茶関連商品を中心としているが、チリのチロエ島等の他認定地域の事例を参考に、ツアーや茶を扱うレストラン、飲食店にも利用の拡大を図り、茶草場農法の周知機会の拡大につなげていく。

指標	取組団体	現状（Ｒ３）	目標（Ｒ９）
応援ロゴマーク申請者（累計）	◎実践者 ・県 ・市町	31 社	55 社

2 農業生物多様性

A 脅威及び課題の分析

(1) 生物多様性の保全

- ・平成 30 年度から令和 2 年度に実施した生物多様性調査を行った茶草場には、120 種以上の草地性植物（表 7）や 600 種以上の動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫、クモ）（表 8）が生息していた。
- ・植物では、「秋の七草」で知られるフジバカマ、カワラナデシコ、キキョウ、オミナエシ等のほか、静岡県版レッドデータブックに掲載されているトウダイグサ科の本県固有種であるフジタイゲキ等が確認されている（表 7）。
- ・動物では、カヤネズミ、ミゾゴイ、サシバ、ニホンアカガエル等の 17 種類の絶滅危惧種が確認されている他、掛川市の名前が付いた固有種で翅のないカケガワフキバツタや、静岡県内でも珍しいモリアオホソゴミムシやヤマトホソガヤ等も確認されている（表 8）。
- ・今後は、専門家による生物多様性調査の継続に加え、実践者自らが観察し、指標となる動植物を容易に確認することができる手法の確立や調査結果をわかりやすく情報発信することが課題である。

表 7 生物多様性の調査の結果（植物類） H30～R 2

	H30	R 1	R 2
調査地区数	3	8	5
うち絶滅危惧種	—	—	—
外来種数	7	14	0
植物数合計	62	91	120

表 8 生物多様性の調査結果（動物類）

	H30	R 1	R 2	R 3
調査地区数	3	8	5	3
哺乳類	10	13	16	15
鳥類	28	57	61	50
爬虫類	3	5	5	8
両生類	4	7	9	6
昆虫類	83	585	460	415
合計	128	667	551	494
うち絶滅危惧種	5	15	22	15
外来種数	0	8	4	6

(2) 多様な担い手による茶草場の維持

- ・協議会では、茶草場の維持管理に係る実践者の労力軽減を図り、茶草場の生物多様性を保全していくため、平成 29 年度に各認定市町に作業応援ボランティア受入サポート窓口を設置し、県内の企業や N P O、大学生等によるボランティアの受入を推進してきた。
- ・この結果、平成 30 年度は 462 人、令和元年度は 667 人がボランティアとして参加し、茶草場の草刈りや茶園に茶草を施用する作業等を手伝う仕組みに道筋が付いた（表 9）。
- ・しかし、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からボランティアの受入を中止しており、今後はウィズコロナ時代に対応したボランティアの受入促進が課題である。令和 4 年度は 3 年ぶりに受入れを再開し、県内企業がボランティアと

して農法を体験した。

表9 ボランティアの受入数の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3
人数	462 人	667 人	コロナ禍で中止	

B 脅威及び課題への対応策

(1) 生物多様性の保全

(ア) 生態系の実態調査

- ・茶草場の多様な生態系を保全するため、県が中心となり、市町や生産者組合、研究者等と連携し、主要な地域において、茶草場に生息する生物の実態調査を継続的に実施する。
- ・新たに設置する茶草場では在来種や希少種の定着前のシカによる食害が問題となっており、関係機関と連携して認定地域での鳥獣害対策等を実施し、茶草場周辺の生物多様性を維持する。
- ・また、国内の世界農業遺産認定地域の実践事例を参考に、生物多様性の指標となる動植物を選定し、実践者自らが行う生物多様性調査の方法について検討する。
- ・生物多様性の保全の取組を、実践者自らが一般消費者や来訪者に対してより直接的にアピールすることにつなげていく。

指標	取組団体	現状 (R 3)	目標 (R 9)
生物多様性調査実施箇所数 (単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	3 箇所	3 箇所
生物多様性の指標生物の選定	◎県 ・市町 ・実践者	未実施	選定結果の共有

(2) 多様な担い手による茶草場の維持

(ア) 茶草場管理に係るボランティア人材の確保

- ・今後は感染対策を徹底した上で、地元の企業や大学生を中心に体験イベントやワークショップ等農法を維持する意義や理解を深めてもらう取組を通じて、ボランティア受入サポートを継続していく。
- ・地域住民による清掃等の地域の環境保全活動と実践者やボランティアによる茶草場周辺の環境保全活動の双方が生物多様性に重要であることを周知し、認定地域の住民が一体となって活動を促進し、希少種等の動植物のすみかを確保していく。
- ・また、重労働とされる茶草場の管理について、SDGsや地域環境の保全に力を入れる企業の応援を受け、令和9年度には茶草場管理のボランティアを年間780人受け入れることにより実践者の労力を軽減し、維持・継承につなげていく。
- ・ボランティア活動を通じて、茶草場農法の価値や茶草場における生物多様性について理解の促進を図り、さらなる人材の確保につなげていく。

指標	取組団体	現状 (R 3)	目標 (R 9)
茶草場農法ボランティア数 (単年度)	◎協議会 ・実践者	0 人 (R1 667 人)	780 人

3 地域の伝統的な知識システム

A 脅威及び課題の分析

(1) 茶園が持つ機能の再評価

- ・茶草場農法は 150 年以上前から行われていると言われており、静岡県農林技術研究所茶業研究センターが茶園土壌の炭素貯留量について試算を行った結果、畑地土壌と比べて茶園土壌は炭素貯留量が約 3 倍多く、茶草を 100 年以上投入している茶園土壌は約 7 倍多いと試算された（表 10）。
- ・茶園土壌の炭素貯留量が多い理由は、茶園管理作業として 3 年から 5 年に 1 回、茶樹の枝や幹を 30～50cm 程度刈り落とす「中切り」といわれる作業が行われ、刈り落とした枝や幹が有機物として、土壌中に堆積しているためと考えられる。
- ・茶草場農法ではこれに加えて、刈り取った草を茶園に投入するため、二酸化炭素を吸収した草本類が茶園土壌に堆積し、水田土壌や畑地土壌に比べて炭素貯留量が多くなると試算されており、茶園が持つ機能について様々な視点から再評価する必要がある。
- ・一方で、茶樹に吸収されない窒素成分が地球温暖化を促進するとの指摘もあるため、窒素成分が溶脱しないよう肥効調節型肥料の使用を促進する必要がある。
- ・また、昆虫等の生息に影響を与える農薬の使用をできるだけ控える等、環境負荷低減をさらに進める必要がある。

表 10 茶園土壌等の炭素貯留量の比較

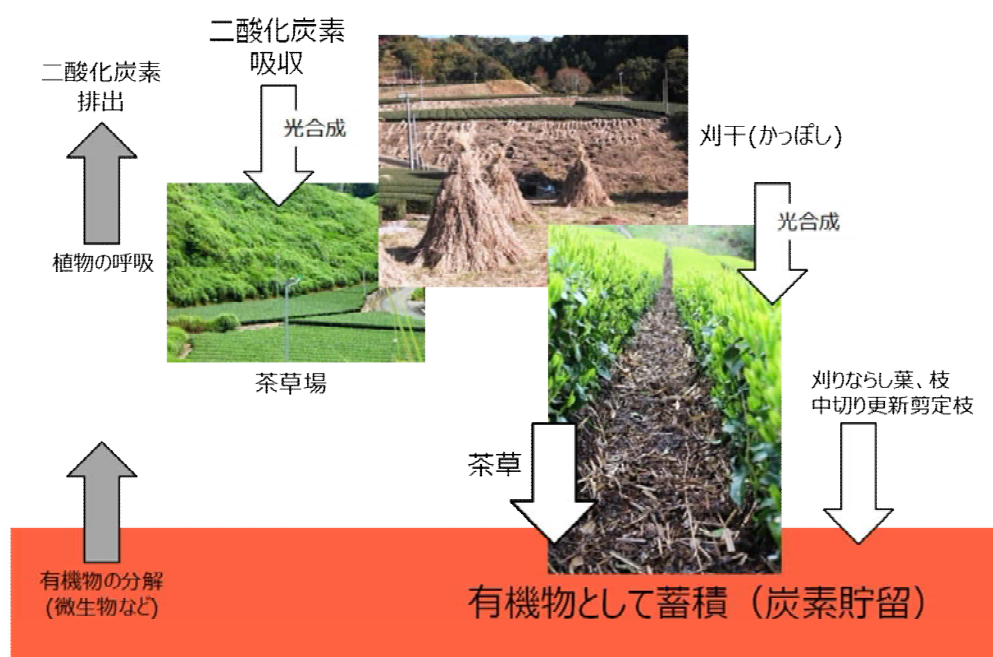
項目		炭素貯留量 (t/10a)
畑地	茶草の施用なし	3.3
茶園	茶草の施用なし	9.9
	茶草を 100 年以上施用	24.5

平成 26 年 1 月静岡県農林技術研究所茶業研究センター概要書

(2) 実践者に対する茶草場農法が持つ機能等の理解促進

- ・茶草場農法の価値が、荒茶価格に十分反映されておらず、実践者が茶草場農法を実践するメリットが感じにくくなっている。
- ・しかし、茶草場農法の実践は地球温暖化の抑制等環境への貢献や静岡県の文化的景観の一つとなる等、その取組の意義や価値を多くの人に知ってもらう必要がある。
- ・実践者自身もその取組の価値を自負して、さらなる取組の強化、継承に取り組んでいく必要がある。

茶草場農法の茶園における炭素循環



B 脅威及び課題への対応策

(1) 茶園が持つ機能の再評価

(ア) 茶草場農法の優位性の検証

- ・茶園土壌の炭素貯留量や茶草場に生育する植物の葉面積調査から、茶草場農法の実践による二酸化炭素吸収量を算出し、脱炭素への貢献度を評価する。
- ・温室効果ガスである亜硝酸窒素の放出量が少ない肥料や生物多様性に影響の少ない農薬の利用を促進し、環境負荷低減を進める。
- ・茶草場農法の環境貢献度を実践者の所得向上へ反映することを目的に、茶草場農法の取組を二酸化炭素排出量取引制度に活用するための可能性を調査する。
- ・二酸化炭素排出量の取引の検討については、静岡県エネルギー政策課が主体で実施する「ふじのくにカーボンクレジット創出支援事業」を活用する。
- ・また、農薬や肥料については、その使用量や時期等を農協と連携して地域に適切な体系を検討し、環境負荷の低減を図る。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
カーボンクレジット等脱炭素社会への貢献度の検討（単年度）	◎協議会 ・ 県 ・ 市町 ・ 実践者	未実施	継続調査
病虫害防除暦、施肥設計等の環境負荷軽減の検討（単年度）	◎協議会 ・ 県 ・ 市町 ・ 実践者	2回	2回

(2) 実践者に対する茶草場農法が持つ機能等の理解促進

(ア) 実践者の意識向上

- ・静岡県は伝統的な茶草場農法に取り組み、顕著な実績を残している茶生産者を顕彰しており、こうした機会を通じて茶草場農法の取組を認定地域を含め県内に広く拡大していく。
- ・茶草場農法の意義を実践者自らが認識し、その価値や多面的な機能の情報を発信することで、地域の活性化と茶草場農法認定茶の付加価値向上による所得の向上につなげるため、1のBの(2)の(イ)による品質差の検証、3のBの(1)の(ア)の脱炭素への貢献度調査により得られた成果等、各種情報を共有するための研修会を開催する。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
「静岡の茶草場農法」知事顕彰の実施(3年に1度)	◎県 ・市町 ・実践者	1回(R 3)	1回(R 7)
環境貢献に関する研修会(単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	未実施	1回

4 文化、価値観及び社会組織

A 脅威及び課題の分析

(1) 伝統的なお茶文化の普及

- ・地域の神社等の行事は、茶の栽培管理暦にあわせて実施される等、地域文化が茶栽培を中心に発展してきている。
- ・さらに、墓前にススキ等の茶草を供える習慣があり、茶草が生活文化の一つとして根付いている。
- ・実践者が所属する地域の共同茶工場では、地域が一体となって茶草場を管理する地域営農の仕組みが確立している。
- ・茶の伝統的な文化の継承について、県内には荒茶加工技術の基本となる伝統的な茶手揉み製法が8流派あり、手揉み技術が継承されている。
- ・茶手揉保存会は県内で数多く開催されているお茶関連イベントに出展し、一般消費者向けの体験会を行っている。
- ・認定地域には小笠流や川根揉み切り流の流派があり、それぞれ研究会を開催して技術の継承に努めるとともに、幼稚園や小中学校等で技術の披露を行う活動もしている。
- ・子供の時からお茶に慣れ親しむため、認定地域を含め、県内では茶業者や日本茶インストラクター、農協等が幼保育園、小学校でお茶の生産に関する授業やお茶の淹れ方講座を行っている。



墓前に茶草等をお供え



手揉み製法研究会

(2) 地域を訪れる観光客の茶草場農法への認知度向上

(ア) 教育と連携した農法や地域文化の維持

- ・茶業経営と生物多様性の保全が両立する茶草場農法を理解してもらうため、次代への維持に向けた取組として、地域の小中学生だけではなく、県内外の小中学生に学習、体験してもらうことが重要である。
- ・一方、茶草場ビューポイントから茶草場や茶園を見ることができるが、茶草場は単なる半自然草地であり、茶園は茶草の投入が一見して分かりづらい等、来訪者にとって農法自体に興味を持ったり、農法がどのようなものか見て確認できるものがない。
- ・また、来訪者が茶草場の動植物を実際に目にすることにより、生物多様性が守られていることを実感でき、農法の意義の大きさを理解できる体験や体験と組み合わせたツーリズムの検討が必要である。

(イ) 情報発信に向けた人材の育成

- ・茶草場の管理や茶草場農法の継続が意義ある取組であることを来訪者や一般消費者に伝えていくために、実践者に加えて、取組や地域の良さを説明する人材を地域の人やボランティア等で確保していく必要がある。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 伝統的なお茶文化の普及

(ア) 茶草場農法を維持してきた地域文化の情報発信

- ・静岡県を特徴付ける文化的景観の一つとして、茶草場農法の認定地域の文化と住民の日常生活と茶業により形成された文化的景観を広く紹介していく。
- ・生産地ならではのお茶文化を継承し、品質の高い製茶技術を維持するため、茶の手揉み技術等後継者を養成する。
- ・地域の文化的景観を形成してきた茶の伝統文化に触れるため、児童や生徒らが茶の手揉みを体験する場を設ける。
- ・子供の時からお茶に慣れ親しみ、お茶を自分で淹れて飲む文化を継承するため、お茶の入れ方講座を継続的に開催する。
- ・世界農業遺産や「静岡の茶草場農法」、認定地域の歴史的文化的な価値の認知度向上を図るため、消費地等でのPR活動を継続的に実施する。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
生物多様性がもたらす文化的景観の紹介	◎協議会 ・実践者	調査結果 発表	文化的景観 の紹介
茶手揉保存会の後継者養成活動数 (単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	82 回	75 回
茶手揉保存会の児童・学生への実習 (単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	38 回	75 回
お茶の入れ方講座開催回数(単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	100 回	100 回
一般消費者に茶草場農法をPRする 回数(単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	36 回	40 回

(2) 地域を訪れる観光客の茶草場農法への認知度向上

(ア) 教育と連携した農法や地域文化の維持

- ・近年、教育旅行の体験プログラムとして「民泊」が全国でも取り入れられている。世界農業遺産の価値を利用して、地域特性や伝統文化のプロセスを発信することで魅力的な観光地となり得る。世界農業遺産及び茶草場農法の認知度向上のため、教育旅行を中心に体験メニューを取り入れる等、茶草場農法が持つ物語や価値、地域の魅力等の情報発信を目的のツアーの実施を支援する。また、ツアー参加者の感想や意見を集約し、地域や実践者と情報共有してさらなる魅力の向上を図っていく。
- ・ツアー業者や関連する飲食店、施設にも応援ロゴマークの活用を推進し、認知度向上を図る。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
教育体験ツアー実施回数(単年度)	◎協議会 ・実践者	2回	2回
茶草場農法体験学習会開催数(単年度)	◎市町 ・実践者	9回	10回

(イ) 情報発信に向けた人材の育成

- ・認定地域内で担い手の意識向上に向けた研修会や学習会を開催するとともに、国内外の世界農業遺産や日本農業遺産認定地との情報交換を行い、茶草場農法や農業遺産の取組を第三者にわかりやすく説明するガイド人材の育成を図る。
- ・また、観光客や来訪者に他の認定地域の取組も紹介することが認定地域全体の誘客につながることから、実践者同士の交流、相互の情報交換を目的とした研修を行い、ツーリズムの拡大を推進する。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
認定地域内の交流回数(単年度)	◎県 ・市町 ・実践者	未実施	1回
研修会、勉強会開催件数(単年度)	◎市町 ・実践者	12回	12回

5 ランドスケープ及びシースケープの特徴

A 脅威及び課題の分析

(1) 美しい農村環境の維持

(ア) 効果的な地域の魅力発信

- ・認定地域には、トレッキングやサイクリング、ツーリング等、自然や景観を目的として多くの観光客が来訪しているが、茶草場農法の体験や生態系の観察等の観光メニューがなく、茶草場農法との結びつきが弱い。
- ・また、協議会では、茶草場農法のPRや維持に係る支援を行っているが、地域住民の日常生活と伝統的な茶草場農法が織りなす文化的景観としての価値が高いこと等、認定地域の魅力を多角的に紹介していく機会が少ない。
- ・このため、地域の農泊推進協議会や観光関連団体と連携することによりさらに取組の幅を広げ、地域を訪れる消費者の目を茶草場農法に向け、農業の立場だけではなく、楽しみながら伝統的な農法の理解を深める情報発信の手段を検討する必要がある。
- ・また、茶草を乾燥させる「かつぼし」のある秋～冬の時期にもトレッキング等、農法を絡めたイベント開催により誘客を図るとともに、交流人口を拡大するためにイベントの定着を図る必要がある。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 美しい農村環境の維持

(ア) 効果的な地域の魅力発信

- ・認定地域では、伝統的に地形の特徴を生かして巧みな土地利用が行われており、これらが織りなす景観はツーリズムの素材としても高い価値を有している。なだらかな斜面には等高線上に茶の畝が連なり、美しい景観を形成しており、訪れた人々に伝統的な茶生産についてPRしていく。
- ・「静岡県ふじのくに茶の都ミュージアム」では茶草場農法の常時展示を行っている。ここでは、静的な展示による説明だけでなく、動画や実物の茶草等を展示することにより世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の価値をリアルに体験できるようになっているため、連携してPRをしていく。
- ・また、協議会では、平成28年度に日本語、平成29年度に英語のスマートフォンでの利用に対応した公式ホームページを開設し、情報発信力を高めるとともに、SNSの活用による双方向の情報発信をしている。今後はアクセスを増やすために、コンテンツの磨き上げや発信力の更なる強化に努める。
- ・さらに、トレッキングやサイクリング、ツーリング等、多くの観光客に対して、茶草場のビュースポットを紹介する等、茶草場農法の情報を発信するとともに、観光協会や農泊推進協議会等と連携を図り、「かつぼしテラス」や「天空の茶畑テラス」等、お茶を味わいながら地域の自然景観や文化的景観を愉しむスポットもPRし、地域を巡るツーリズムとして誘客につなげる。

指標	取組団体	現状(R 3)	目標(R 9)
ふじのくに茶の都ミュージアム来館者数（単年度）	・ 県	42,554 人	70,000 人
協議会ホームページアクセス数(単年度・月平均)	◎県 ・ 市町 ・ 実践者	3,616 回	4,000 回
認定地域の茶草場関連施設等の来訪者数（単年度）	◎県 ・ 市町 ・ 実践者	663,381 人	700,000 人



茶草場テラス（外観）



茶草場テラスからの景色



天空の茶畑テラス

第3 モニタリング方法

課題に対する対応について、協議会の担当者会議において具体的な方法を検討し、幹事会において実施状況を報告する。また、毎年度末に各指標の取組目標について、協議会構成員から実績を報告させ、取組目標の進捗を幹事会で管理する。

また、その進捗状況は、毎年行う総会において報告する。

第4 考察

認定地域では、茶園周辺の草地（茶草場）で刈った草を茶樹の畝間に敷く茶草場農法が今から約150年前から取り組まれてきた。この伝統的な栽培方法である「静岡の茶草場農法」は茶畑の土壌を豊かにし、土壌流出を防ぐ等の効果から地域の茶栽培に欠かせないものである。茶草を刈り取ることで維持されてきた茶草場には希少な生物が数多く生息しており、生物多様性を保全する機能を有している。「静岡の茶草場農法」は、各種茶品評会や茶園共進会でもその品質や茶園管理技術の高さが評価されている。

この第3期保全計画では、高齢化や担い手の減少、社会情勢、環境の変化に柔軟に対応し、「静岡の茶草場農法」を将来にわたり継承するため、農法や世界農業遺産の認知度の向上、茶草場や茶園の管理の労力軽減、ブランド化による付加価値の向上により安定した経営につなげる具体的な行動計画を掲げた。

この行動計画を実践することにより、持続的な茶業経営を進めるとともに、生物多様性を維持しながら茶業に取り組む意義や価値を、より広く、多くの消費者に知ってもらうことにより、「静岡の茶草場農法」を支援する輪が広がり、維持・継承につながる。

また、地域住民や関係団体等と連携して茶草場やその周辺地域の環境保全活動に取り組んでいくことが、茶草場の生物多様性の維持に大きな役割を果たすことから、ボランティア等取組を応援する体制を促進し、構築することが実践者のさらなる支援となる。

そして、学校やボランティア等での茶草場体験を通して、未来を担う子供たちや支援者たちが静岡茶の産地、「静岡の茶草場農法」についての理解を深める取組を行うことにより、実践者のみならず、世界農業遺産を認定地域の市町民が地域の誇りとして、美しい景観と共に伝統的な農法を後世に引き継いでいくことにつながるものである。